子供に対するコイン形電池等の安全対策 報告書概要

平成27年度の商品等安全対策協議会は、「子供に対するボタン電池等の安全対策」をテーマに検討・協議を重ねてきたが、ボタン電池等の中でもコイン形リチウム電池の誤飲は死に至ることがあり、危険性が高く、消費者へ強く注意喚起していく必要があるため、提言では「ボタン電池等」を「コイン形電池等*」と表記する。

※コイン形電池等:コイン形リチウム電池及びその他のボタン形電池の一次電池

1 国内外の事故事例等 [1頁~]

- ○平成 22 年以降、コイン形電池等の誤飲又は誤飲の疑いで、受 診又は救急搬送された5歳以下の事例 157 件把握 (誤飲した事例 45 件、そのうち入院 23 件)
- 〇事例 157 件のうち、コイン形電池等のあった場所が明らかな 事例は 109 件。その内訳は、玩具以外の製品 50 件、玩具 35 件、放置・保管中 24 件
- 〇上記の他、東京都「乳幼児が使う製品による危険」に関する調査(3000人対象、平成27年1月~2月実施)では、誤飲したことがある9件、誤飲しそうになった132件

【主な重症事例】

- 1歳児がライト付き耳かきからコイン形リチウム電池を取出し、誤飲。 (気管と食道に孔が開き 2 か月入院)
- 2歳児が電池保管している容器から電池を取出し誤飲。(内視鏡で異物摘出。食道の腐食激しく27日間入院)
- 〇米国では、政府の中毒センターに毎年3500件の傷害が報告されており、任意団体であるNCPC(首都中毒センター)は、過去35件に及ぶ死亡報告を受けている。(2014年6月0ECD報告より)

2 国内の市場動向と安全対策 [15頁~]

- 〇コイン形電池等の販売量は国内製造事業者によるものだけで平成 26 年度約 5 億 6 千万個。国内製造事業者以外の製品の販売量が増加してきているものと推察される。
- 〇コイン形電池等使用製品は、玩具、キッチンタイマー、懐中電灯、補聴器、体温計など多岐にわたる。
- 〇コイン形電池等使用製品の中で、電池室の安全対策が盛り込まれた基準が策定されているのは玩具及 び幼児用補聴器である。
- 〇電池工業会のガイドライン等に注意表示や誤飲防止のための電池室の構造の安全対策について記載 されており、製造事業者団体に所属する多くの製造事業者は、これを参考に各自対策を実施している。
- 〇消費者庁と国民生活センターは 2014 年の OECD のキャンペーンに参加し、平成 26 年 6 月、10 月にコイン形電池等誤飲の危険性について消費者へ注意喚起を行っている。
- O2015 年 3 月 JIS 規格改定により、コイン形リチウム電池は誤飲した場合「死に至ることがある」 旨記載された。

3 アンケート調査結果 [36頁~]

1 歳から5歳の子供のいるコイン形電池等使用製品を所有する者(約 1,000 人)に対し、商品の使用実態や事故事例等を調査

- ○電池工業会会員の電池を購入するは4割、会員以外のプライベートブランドの電池は2割強
- ○注意表記について、コイン形電池等及びコイン形電池等使用製品ともに5割以上が見ていない。
- ○「危害」「危険」「ヒヤリ・ハット」の経験は全体の 18.9% (198件)
- ○198 件の内訳は「ちょい置き(47 件)」「製品から外れた(45 件)」「保管(42 件)」「放置(28 件)」「わからない・わすれた(36 件)」だった。

- 〇電池が「製品から外れた」製品の電池室は、工具を使用しないでふたが開けられる製品が半数以上
- ○「未開封のパッケージ内にあった電池を子供が取り出した」が 1 割弱(17 件)あった
- ○原因は「保護者の不注意」という回答が多く、メーカー等に報告する例はきわめて少ない。
- ○コイン形リチウム電池の誤飲について「死に至ることがある」事を知らない人が半数以上

4 事故再現実験結果 [62頁~]

コイン形電池等の誤飲による体内の被害状況を再現し危険性の確認、子供がコイン形電池等使用製品を扱う際の力の測定、コイン形リチウム電池パッケージの安全対策の確認

- 〇コイン形リチウム電池は実験開始直後から、その他のボタン電池は開始 10 分後から化学反応が発生。2 時間経過後には、いずれのコイン形電池等も激しい「びらん」が確認された。
- 〇棒状の測定装置を子供に持たせて振る動作をさせたところ、子供の手の動き以上に大きな加速度が 発生した。
- ○落下試験によって電池室の強度を確認する場合は、製品の形状・構造等によって、加速度にバラつきがあるため、十分な留意が必要であることがわかった。
- O2 歳以上の子供では、いずれかの種類のパッケージを開封し、3 歳の子供では6人中2人が全てのパッケージを開封した。

5 現状と課題 「83頁~]

ボタン電池等の誤飲事故の状況

- 〇子供が触らないと思って保管していた場所や未開封のパッケージから子供が電池を取り出している。
- ○「子供が壊した」「床に落ちた」ことで製品から電池が外れることもあり、強度も踏まえた電池室 の安全対策が必要
- ○事業者団体に加盟していない製造事業者等の製品で電池室のふたの安全対策が不十分な製品があると考えられるため、これらの製造事業者等に対する働きかけが必要

購入及び使用実態

- ○電池工業会会員以外の電池も半数以上購入されていることから、これらへの働きかけも必要
- ○注意表記は、半数以上が読まれていないことから、注意事項が確実に伝わるような工夫が必要
- 〇使用する際の注意について、「特に注意していない」が、ボタン電池等は 2 割以上、ボタン電池等 使用製品は 4 割以上あることから、消費者の意識を高める注意喚起が必要

事故事例の分析と消費者の意識等

- 〇ヒヤリ・ハット等の経験者の9割が事故をどこにも報告しておらず、事故情報が製造事業者や販売 事業者に伝わりにくい。
- 〇誤飲事故についての認知は広がりつつあるが、重症事故が起きている事を知らない人も約3割いる。 注意喚起を継続し、さらに認知を広げていくことが必要
- 〇コイン形リチウム電池の誤飲は死に至る危険性があることを半数以上が知らないことから、コイン 形リチウム電池の誤飲の危険性について、周知を強化していくことが必要

7 今後の取組についての提言 [93頁~]

商品等の安全対策等

[コイン形電池等に関する安全対策と安全基準の強化]

■コイン形電池等の安全対策(電池工業会、加盟する電池の製造事業者)

◆電池パッケージの改良等 [93頁~]

- 〇コイン形リチウム電池のチャイルドレジスタンス機能を付加したパッケージの改良について検討し、的確に安全対策を施すこと。(平成 28 年度の市場展開を目指す)
- ○電池そのものの改良について取組を加速させるよう、製造事業者へ働きかけること。 (技術的に高いハードルがあるものの、電池工業会は、設計改良を団体加盟の製造事業者に働きかけ、検討を開始した)

◆注意表示の改善 [94頁]

- ○重要な注意事項は目立つ表記をするなど、消費者に注意事項が的確に伝わるよう、注意表示を改善していくこと。
- 〇コイン形リチウム電池について、誤飲は「死に至ることがある」を明記すること。

◆安全対策基準の強化 [94頁~]

○パッケージの改良について、電池工業会のガイドライン等のコイン形電池等の安全基準を強化し、 強化された安全基準を遵守し、コイン形電池等の安全対策を推進していくこと。

■電池工業会に加盟していない製造事業者、並びに輸入事業者及び流通事業者の安全対策 [95頁]

- ○電池工業会のガイドライン等に基づき、子供が開けにくいパッケージへの改良や消費者への注意表示の改善など安全対策を推進すること。
- 〇これらの事業者が安全対策を推進するには、行政の役割が重要である。国は、電池工業会に加盟 していない製造事業者等に対し、パッケージの改良や注意表示の改善など、安全対策の取組の強 化を求めていくとともに、安全な商品が円滑に流通するための取組を推進すること。

[コイン形電池等使用製品に関する安全対策と安全基準の強化]

- ■製品の電池室のふたの安全基準の強化及び安全な商品の開発 [95頁~]
- 〇電池工業会は、同工業会のガイドライン等に電池室の構造の安全対策に加え、強度について配慮 する旨追加すること。
- 〇電池使用製品の製造事業者団体は、ねじ止めや2アクションで開くといった子供が開けにくい電池室の構造に加え、強度にも配慮するなど安全基準の強化をすること(JIS 規格改定、自主基準の策定・強化)。
- 〇電池使用製品の製造事業者団体は、事業者団体に加盟しない製造事業者等によるコイン形電池等 の安全対策を推進するために、安全基準や指針を積極的に公表すること。
- 〇国は、製造事業者団体に対し、安全対策について規定する JIS 規格の改定や自主的な安全基準の 策定について働きかけること。
- 〇電池使用製品の製造事業者は、国際規格に準拠するなど適切な安全対策を強化し、特に、誤飲する危険性の高い乳幼児が触る製品については、コイン形電池等を使用しない設計の採用を選択肢として検討するなど、安全な商品の開発を進めること。

■事業者団体に加盟していない電池使用製品の製造事業者、並びに輸入事業者、流通事業者及び販売事業者の安全対策 [97頁]

- 〇国は、子供の安全指針として JIS 規格化されるガイド 50 に基づき、具体的な数値基準、試験方法等を定めた規格など横断的な安全基準を策定すること。
- 〇都は、商工会議所や商工会などに協力を仰ぎ、事業者団体に加盟していない事業者に対し、多方面 から安全対策促進に向けた働きかけを行うこと。
- 〇国は、輸入事業者、流通事業者及び販売事業者に対して、「製品安全に関する流通事業者向けガイド」等を浸透させていくこと。
- 〇国や都は、輸入事業者、流通事業者及び販売事業者に対し、製品を選定する際は、安全対策が施されていることを確認するなど、事業者が行う製品安全の自主的な取組強化について働きかけを行う こと。

消費者の安全意識の向上

■コイン形リチウム電池の誤飲の危険性の周知徹底

(製造事業者団体、製造事業者、輸入事業者、流通事業者、販売事業者、消費者団体、子育て支援団体、国、都等) [98頁]

○あらゆる主体があらゆる機会を活用し、コイン形リチウム電池の誤飲は、「死に至ることがある」 危険性について、視覚的に訴えるなど、消費者に分かりやすい注意喚起を積極的に行うこと。

■消費者への積極的な注意喚起(製造事業者団体、製造事業者)[98頁~]

〇消費者の使用実態等を踏まえ、消費者の行動に結びつく具体的な安全対策の情報提供のほか、 消費者にとってわかりやすく、浸透しやすい注意喚起を積極的に行うこと。

■消費者の行動に結びつく具体的な注意喚起

(製造事業者団体、製造事業者、輸入事業者、流通事業者、販売事業者、消費者団体、子育て支援団体、国、都等)[99頁~]

- 〇消費者の使用実態や危害・危険・ヒヤリハットの状況を踏まえ、より具体的な注意喚起を行い、 誤飲事故防止に向けた具体的な行動に結びつく啓発を行っていくこと。
 - ・保護者は子供が電池を誤飲する瞬間を見ることは少なく、発見が遅れる場合もあるため、誤飲を した場合だけでなく、誤飲が疑われる場合は躊躇することなく、すぐに医師に相談する。
- ・保管は、データに基づく子供の手の届かない場所や鍵のかかる引き出しなど、確実に子供の手が届かない場所で保管する。 (※データ:「子どものからだ図鑑」(資料9-1) 参照)
- •子供の見えるところでの電池交換や電池交換時に短時間放置する「ちょい置き」は絶対にしない。
- ・電池を使用する製品を購入する際には、電池室のふたが工具等を使用しなければ開けられないなど、安全な構造になっているか、衝撃に強いかなどについて確認し、安全な商品を選ぶ。

■消費者への効果的な普及啓発

(製造事業者団体、製造事業者、輸入事業者、流通事業者、販売事業者、消費者団体、子育で支援団体、国、都等)[100頁~] 〇保健所をはじめ区市町村と連携し、父親・母親学級、新生児訪問など、出産前や出産直後に情報が 行き届くような普及啓発を図ること。

■消費者が安全な製品を選択できるような販売時における広報(販売事業者)[101頁]

〇店頭での POP 広告の活用や陳列の工夫などにより、消費者への安全な商品の普及を図ること。

事故情報等の収集と活用体制の整備

■業界としての相談窓口の周知徹底と事故情報データの活用

(製造事業者団体、製造事業者、輸入事業者、流通事業者、販売事業者)[101頁]

〇コイン形電池及び電池使用製品を扱う事業者は、事故情報を商品の改善等につなげるため、関連機関等との連携による事故情報の収集に努め、受け付けた情報の共有や活用の仕組みを整えていく こと。

■さらなる安全対策に向けた事故情報等の提供と効果検証への協力(国、都)[101頁]

〇国や都は、安全対策を着実に推進していくため、製造事業者団体等に対する事故情報等の提供や、 商品改善等の効果検証に資するデータの提供を積極的に行うこと。